破産手続廃止

平成２７年（フ）第７８６号
千葉市中央区本町３丁目３番16―３号
破産者　斉藤　伸枝
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３１号
大阪府泉大津市池浦町２丁目12番12号
破産者　株式会社惣兵衛
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
大阪府東大阪市楠根１丁目７番34号
破産者　株式会社アシスト
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
徳島県徳島市国府町中191番地の１
破産者　美馬建設有限会社
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８２７号
札幌市白石区川下2165番３号
破産者　株式会社ＰＡＬ’Ｓ
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１１６号
さいたま市西区三橋６丁目29番地６
破産者　埼京リース建設有限会社
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９６号
埼玉県川口市大字東本郷1157番地の５
破産者　株式会社九電社
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
千葉県香取市三島117番地
破産者　関　　正浩
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１３６１号
愛知県春日井市東野町10丁目14番地３
破産者　有限会社タケウチ
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５３５号
名古屋市東区葵２丁目５番44号
破産者　有限会社エム工房
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２５号
岡山市南区浜野２丁目５番14号コーポかたやまＤ棟101号室
破産者　黒崎　泰男
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１３号
釧路市春採７丁目20番７号
破産者　合同会社楓
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９号
群馬県高崎市箕郷町下芝368番地の３
破産者　有限会社ウィッシュ
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１９号
群馬県高崎市田町75―１　グリーンミユキ高崎802号、住民票上の住所東京都豊島区東池袋３丁目22番21―1003号
破産者　谷本　徹也
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２８号
新潟県村上市瀬波温泉２丁目４―17、登記簿上の本店所在地新潟県村上市八日市12番50号
破産者　クレド・リゾートマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第８号
新潟県新発田市大手町１丁目６番７号
破産者　有限会社中村本店
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４７号
静岡県富士市原田389番地の４
破産者　春日運送株式会社
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第３０１号
静岡県浜松市東区半田山５丁目16番２号
破産者　有限会社ベビーズプレス
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
京都市西京区上桂三ノ宮町15番地25
破産者　有限会社リフォームハウス
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７９１号
京都市下京区木津屋橋通り新町東入る東塩小路町579番地の11
破産者　株式会社京乃豆蔵
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９２６号
京都市山科区上花山桜谷１番地２パデシオン山科夢ヶ丘110号
破産者　株式会社Ｌａｐｉｓ　ｐｌａｎｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４４号
広島市中区舟入本町10番20号
破産者　株式会社ニシムラ
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９９号
熊本県水俣市浜4083番地
破産者　合資会社山海館
1　決定年月日　平成28年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係